

七和まちづくり協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員等（第7条－第12条）
- 第3章 会議等（第13条－第18条）
- 第4章 役員会（第19条－第22条）
- 第5章 部会（第23条－第26条）
- 第6章 会計（第27条－第33条）
- 第7章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、七和まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、世代を越えてお互いが助け合いながら、地区及び社会活動に自ら参加し、自分の持つ力を最大限に発揮して地域課題に取り組むことにより、もって地区に住む人々が、いつまでも安心して、幸せに暮らせる地区を目指すことを目的とする。

（地区）

第3条 協議会が活動する区域は、七和小学校の通学区域の範囲（以下「地区」という。）とする。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）地区の広報、情報の発信その他これらに準ずる事業
- （2）防災・防犯活動、健康づくり、高齢者支援、子育て支援、子ども見守り活動、人権啓発活動、その他の地区の課題に対する事業
- （3）地区の歴史、伝統及び文化の継承、地区の資源の活用、多世代交流その他これらに準ずる事業
- （4）その他協議会が定める事業

（組織）

第5条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- （1）地区に居住する者
- （2）地区で活動する市民活動団体等
- （3）地区で事業を営む者又は地区に存する事業所に勤務する者
- （4）その他会長が必要と認める者

（事務所）

第6条 協議会は、事務所を桑名市大字芳ヶ崎 1365 番地 1、七和まちづくり拠点施設に置く。

第2章 役員等

（役員の数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）事務局長 1名

- (4) 会計 1名
- (5) 部会長 各1名
- (6) 監事 2名
- 2 前項の役員（部会長を除く。）は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 部会を設けたときは、部会長は部会において選任する。

（役員の仕事）

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 4 会計は、協議会の会計を統括する。
- 5 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、臨時総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

- 第9条 役員の任期は、通常総会から翌年の通常総会までとする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

（任期満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

- 第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合において、協議会は、当該総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、当該役員が希望したときは、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

（顧問）

- 第12条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会議に出席して意見を述べるることができる。

第3章 会議等

（会議の種別）

- 第13条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会）

- 第14条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 総会は、代議員制とし、代議員は役員及び別表に定める団体等から選出した代表者をもって構成する。ただし、複数の団体の代表に重複している場合、一方は別の者を選出する。

なお、当該団体から役員が選出されている場合は除く。

- 3 総会は、代議員の過半数（委任状による出席を含む。）が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 通常総会は、毎年会計年度終了後、概ね3か月以内に開催するものとする。
- 5 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代議員の2分の1以上の請求があったとき。
 - (2) 第8条第6項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- 6 会長は、前項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 7 第3項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、代議員を招集せず、書面による会議を開催し、書面により決議することができる。

（議事）

- 第15条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定は、前条第7項の規定により開催する場合において準用する。

（総会の議決事項）

- 第16条 総会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
 - (2) 協議会の規約に関する事項
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) 予算及び決算に関する事項
 - (5) 役員を選任及び解任に関する事項
 - (6) その他協議会の運営に関する重要な事項

（総会の議事録）

- 第17条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数（委任状による出席を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印（署名のみでも可）をしなければならない。
 - 3 議事録は、第6条の事務所に備え付けておかなければならない。

（議事録の閲覧）

- 第18条 会員が、前条の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第4章 役員会

（役員会）

- 第19条 役員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし、会長が必要とするときはこの限りでない。
 - 3 役員会は、会長が必要と認める場合又は役員2分の1以上の請求があった場合に、開催するものとする。

- 4 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、第14条第7項の規定を準用する。

(議事)

第20条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定は、前条第5項の規定により開催する場合において準用する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議事録)

第22条 役員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数及び出席役員数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその役員会において選任された議事録署名人2名が署名押印（署名のみでも可）をしなければならない。
 - 3 議事録は、第6条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 部会

(部会の設置)

第23条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行うことができる。

- (1) 総務部会 協議会組織の全体調整及び広報に関する事業
 - (2) 地域づくり部会 地域活動及び防災、防犯に関する事業
 - (3) 福祉・健康部会 福祉及び健康等に関する事業
 - (4) 子育て・青少年部会 子育て支援及び青少年の健全育成に関する事業
 - (5) 人権部会 人権啓発に関する事業
- 2 部会は、前項で定める事業のほか、次の事項を審議議決することができる。
 - (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関する事項
 - (2) 部会の事務に関する事項
 - (3) その他総会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

(部会の構成)

第24条 部会は、会長が推薦する会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

- 2 部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。
- 3 副部会長は、部会員の中から互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代理する。

(副部会長の任期)

第25条 副部会長の任期は、第9条を準用する。

(部会の開催)

第26条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 部会長が必要と認めたとき。
- (2) 部会員の2分の1以上の請求があったとき。

第6章 会計

(経費)

第27条 協議会の運営及び事業に要する経費は、交付金その他これらに準じる収入をもって充てる。

(会費)

第28条 協議会は、会費を徴収することができる。

2 前項の規定により会費を徴収する場合は、総会の議決をもって、別に定めるものとする。

(報酬)

第29条 協議会は、役員及び部会員に対して、報酬等を支給することができる。

2 前項の規定により報酬等を支給する場合は、総会の議決をもって、別に定めるものとする。

(会計年度)

第30条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画及び予算)

第31条 協議会の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、役員会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されるまでの間、会長は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

3 会長は、予算に変更が生じその補正を行う場合には、役員会の議決を経てこれを行い、次の総会に報告し承認を求めなければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 協議会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後会長が作成し、役員会の審議を経て、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

(会計監査)

第33条 監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

第7章 雑則

(その他)

第34条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、令和4年10月15日から施行する。

この規約は、令和5年6月17日から施行する。

別表（第14条関係）

団体等	定員
七和地区自治会連合会	10人以内
七和地区社会福祉協議会	3人以内
七和地区人権啓発推進会	3人以内
七和地区民生委員児童委員	2人
七和地区健康推進員	1人
七和地区老人クラブ笑和会	1人
七和小学校	1人
七和小学校PTA	1人
消防団第10分団	1人
七和交通安全協会	1人
778子ども見守り隊	1人
スポーツ少年団	1人
子ども会	1人
七和なかよし食堂	1人
リサイクル推進員	1人
有識者	1人
会長推薦者	7人以内
一般（公募）	5人以内